

建設型応急住宅の入居者の募集について

1. 募集する団地と住戸

【相良村総合運動公園仮設団地】

所在地：相良村大字深水字大堤 2493 番地 1

募集する住戸：8戸

	2DK	3K
戸数	6戸	2戸
面積	30㎡程度	40㎡程度
世帯人員	小家族用	大家族用

2. 応募条件（いずれにも該当）

- (1) 令和2年7月豪雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和2年7月4日）において、相良村に住所を有する者
- (2) 当該災害により次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない者
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める者
 - ③ 「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない者
- (4) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない者
- (5) 熊本県被災者向け賃貸型応急住宅制度を利用していない者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

3. 応募期間

令和2年8月18日（火）～9月1日（火）

4. 応募方法

建設型応急住宅入居申請書等に必要事項を記入の上、次の窓口を持参しお申し込みください。

【窓口】相良村役場 総務課 財政係

〒868-8501 相良村大字深水 2500 番地 1

TEL：0966-35-0211/FAX：0966-35-0011

【提出書類】

- (1) 建設型応急住宅入居申請書
- (2) り災証明書（コピー可）
- (3) 本人確認書類（免許証、保険証等） ※確認のみ

- (4) 確約書
- (5) その他必要な書類（障害者手帳の写し等）

5. 選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の者がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている者がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯 ・その他、日常生活上特別な配慮を必要とする世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1),2)の次に優先度が高い世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1),2),3)の次に優先度が高い世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者がいる世帯

※申込み多数の場合は、優先順位を考慮し入居者を決定します。

6. 入居時期

仮設住宅建設完成が令和2年9月中旬で、入居時期は完成し完了検査後になります。天候により建設工期遅延となり完成が遅くなる場合があります。

なお、詳細については入居決定通知書（9月4日以降）によりお知らせします。

7. 入居時に必要となる書類

入居の際には、以下の書類が必要となることにご注意ください。

- ・契約書
- ・誓約書

※その他必要な書類は入居前にお知らせします。

8. その他入居の条件

- (1) 入居期間は2年以内です。

※入居可能となった日（住宅完成）から2年以内で、入居した日から2年以内ではありません。

- (2) 家賃は必要ありません。

- (3) 駐車場は原則1世帯1台分です。

- (4) 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

- (5) 入居部屋（棟）については、総務課で指定しますので、入居者のご希望に添えない場合があります。